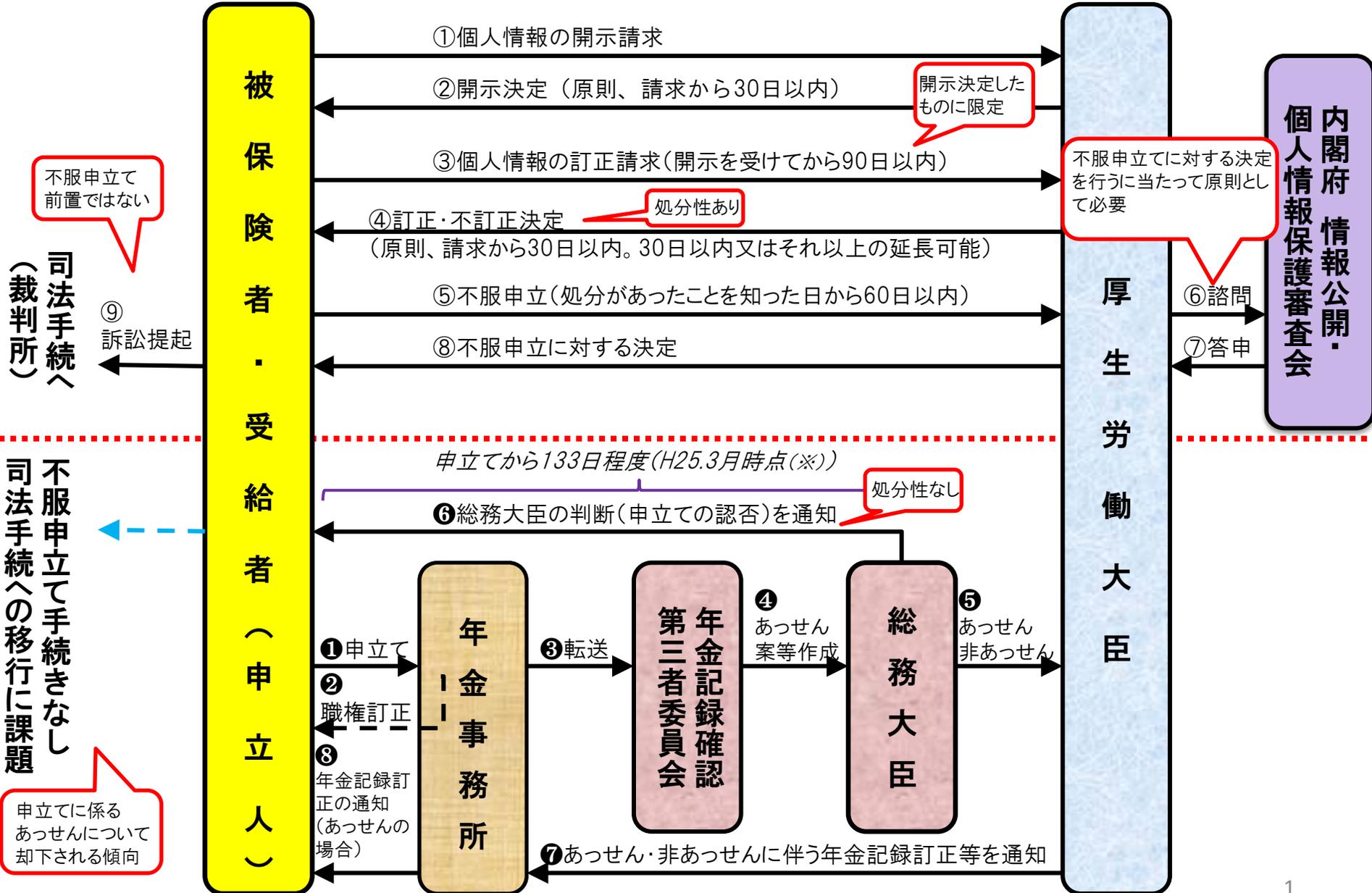


参考資料

行政機関個人情報保護法制・総務省年金記録確認第三者委員会による年金記録訂正の流れ

【行政機関個人情報保護法制】



行政機関個人情報保護法に基づく訂正手続きと 総務省年金記録確認第三者委員会の仕組みの特性

行政機関個人情報保護法に基づく訂正

- 法的に明確な根拠あり
 - 訂正請求権(第27条)
- 不服申立て可能(内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問)
- 開示請求を経た上で訂正請求を行う
- 自己の個人情報の訂正を行うものであり、直接的には、年金制度の処分の見直しは義務づけていない

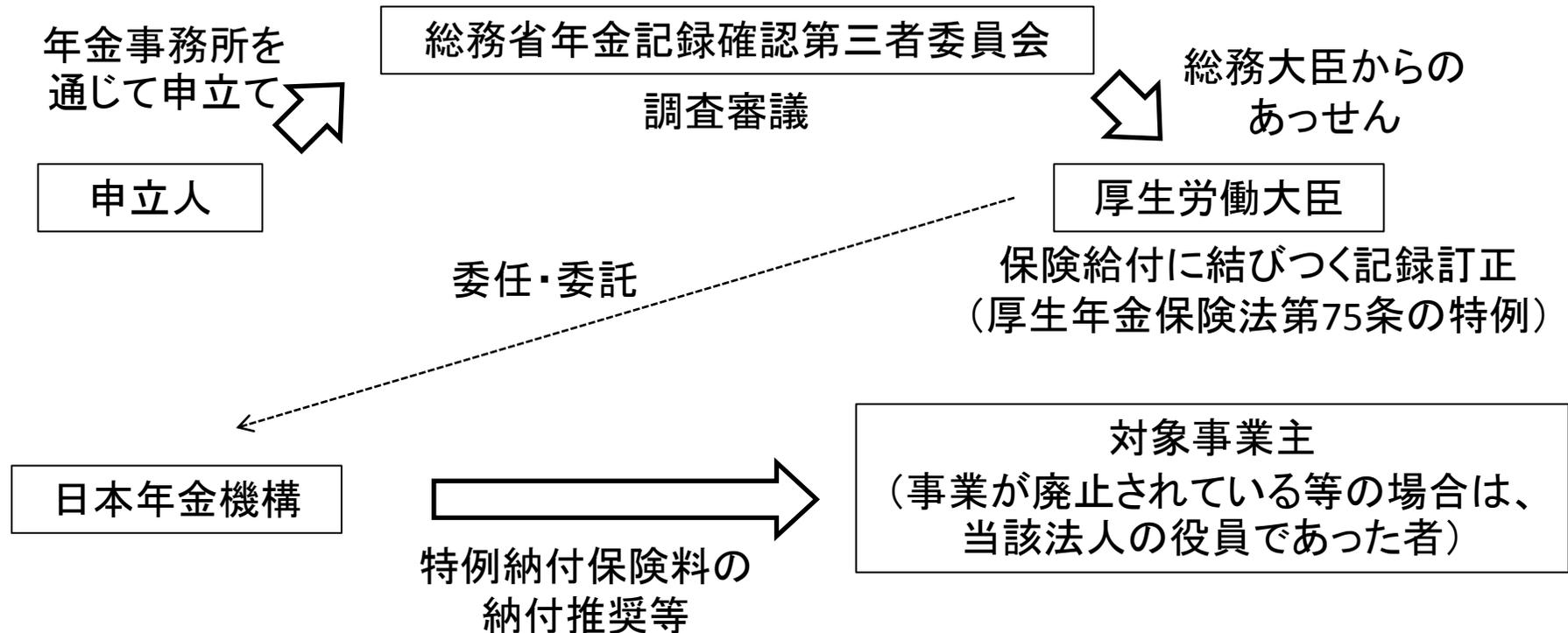
総務省年金記録確認第三者委員会の仕組み

- 申立人に代わって関係機関及び関係人等に調査を行う
 - 解散した事業所の元事業主や元同僚なども調査
- 「明らかに不合理ではなく、一応確からしい」という基準(疎明レベル)による審議
- 保険料徴収時効が完成していても給付に結びつける仕組みあり
 - 事業主が、被保険者負担の保険料を控除した事実があるにもかかわらず、保険料納付の義務を履行したことが明らかでない場合、厚生年金保険法第75条(保険料徴収時効に係る保険給付の規定)の特例を定める厚生年金特例法(別紙参照)を適用可能
- 非あつせん事案に関して、不服申立て手続きは存在せず(新たな資料や情報が見つかった場合、再申立ては可能)、また訴訟提起は却下される傾向

厚生年金特例法について（別紙）

- 厚生年金保険料を事業主には天引きされたが、事業主が保険料を納付したかどうか定かではなく、年金記録がない事案について救済するため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。「厚生年金特例法」という。）を制定。

<厚生年金特例法のスキーム図>

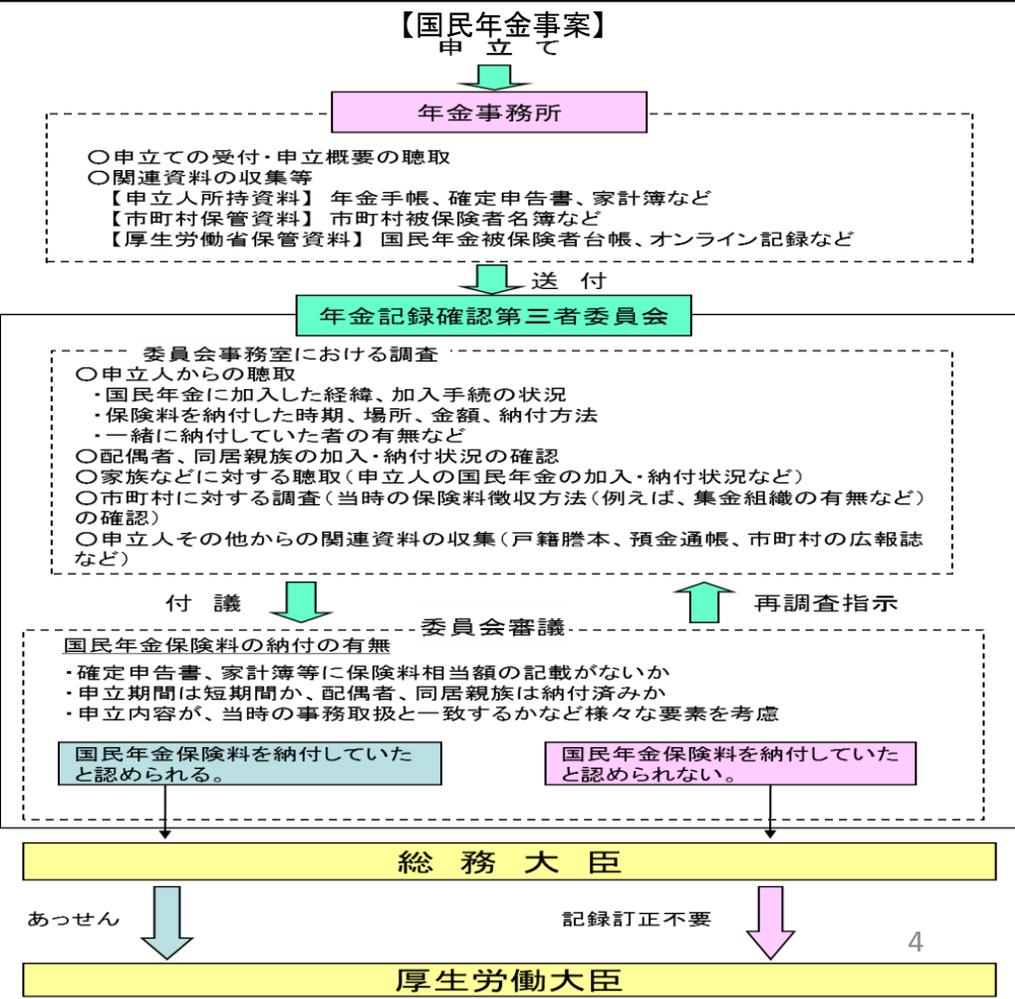
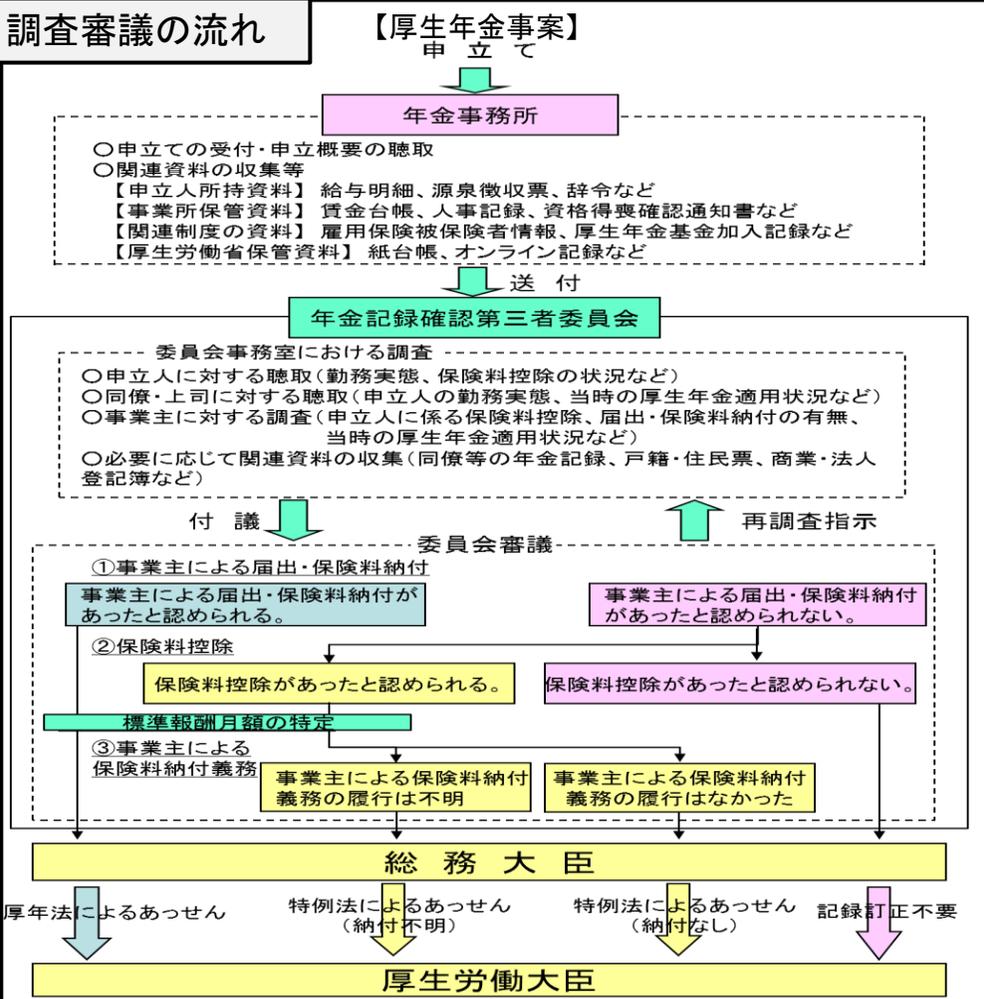


総務省年金記録確認第三者委員会における調査審議について

＜年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針(平成19年7月10日 総務大臣決定)より抜粋＞

- ◆ 申立内容の調査・検討に当たっては、別表1に掲げる調査事項を踏まえつつ、**申立人の協力を得ながら、関連資料(納付事実等を推認するに足る証拠)及び周辺事情(証拠ではないが判断に資する事情)を幅広く収集するよう努める。**また、**必要に応じて、関係行政機関、日本年金機構、企業等に対し資料の提供を求めたり、直接申立人から聴き取りを行う。**
- ◆ 判断の基準は、申立ての内容が、**社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とする。**
- ◆ 前記判断を行うに当たっては、別表2に掲げる類型に対応した肯定的な関連資料及び周辺事情に基づいて検討する。特に、別表3に掲げる場合は、基本的に申立てを認める方向で検討するものとする。(別表1～3は参考資料2を参照)

調査審議の流れ



総務省年金記録確認第三者委員会の委員構成

第三者による民間有識者	(参考)北海道地方第三者委員会(計25名)
社会保険労務士	7名
弁護士	5名
税理士	4名
行政相談委員	4名
行政書士	4名
元自治体職員	1名
他	0名

各不服申立て制度の流れ

【社会保険審査制度】

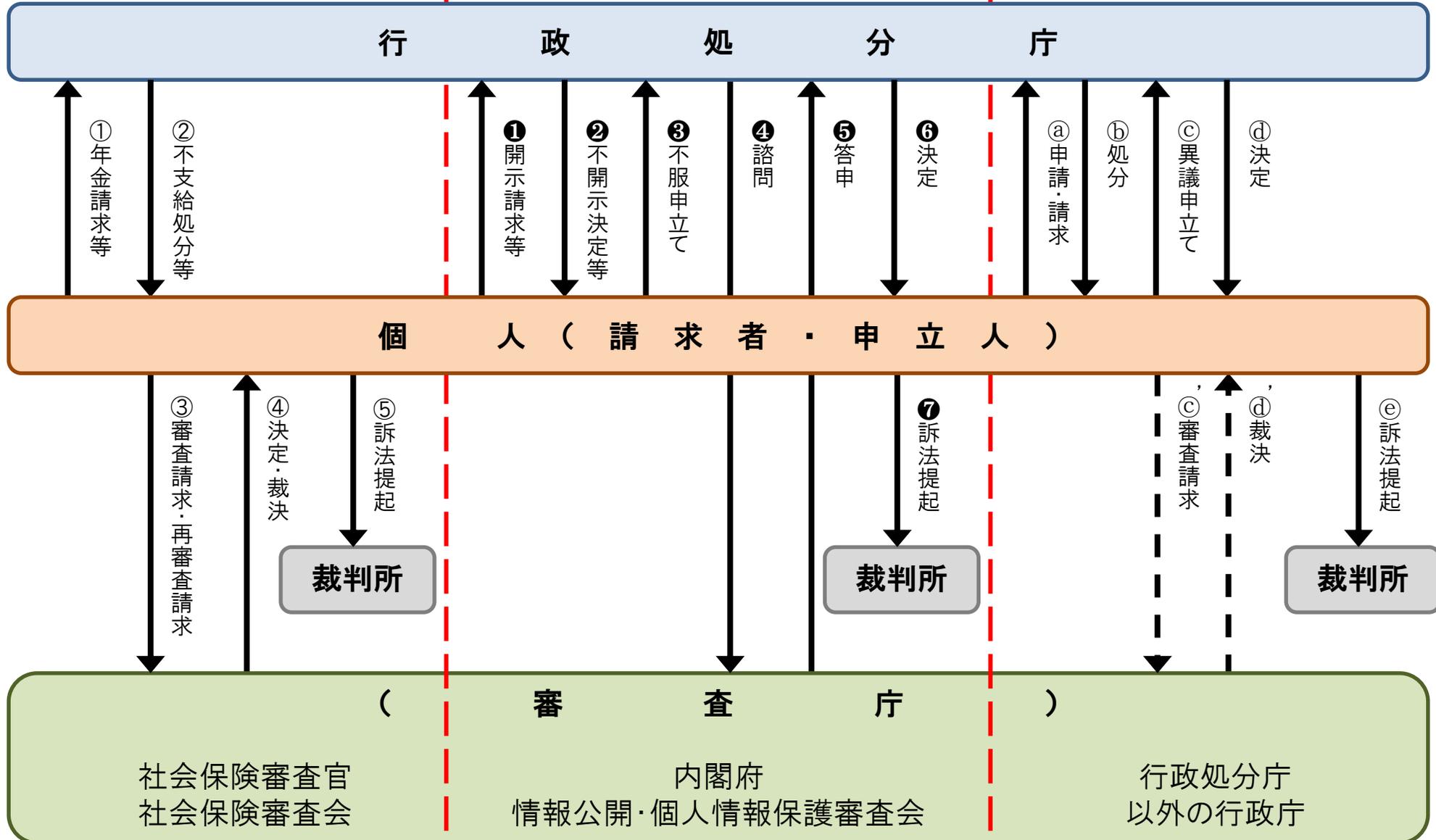
特徴：大量事案、専門性、法令に照らして処分の適否を審査

【行政機関個人情報保護制度】

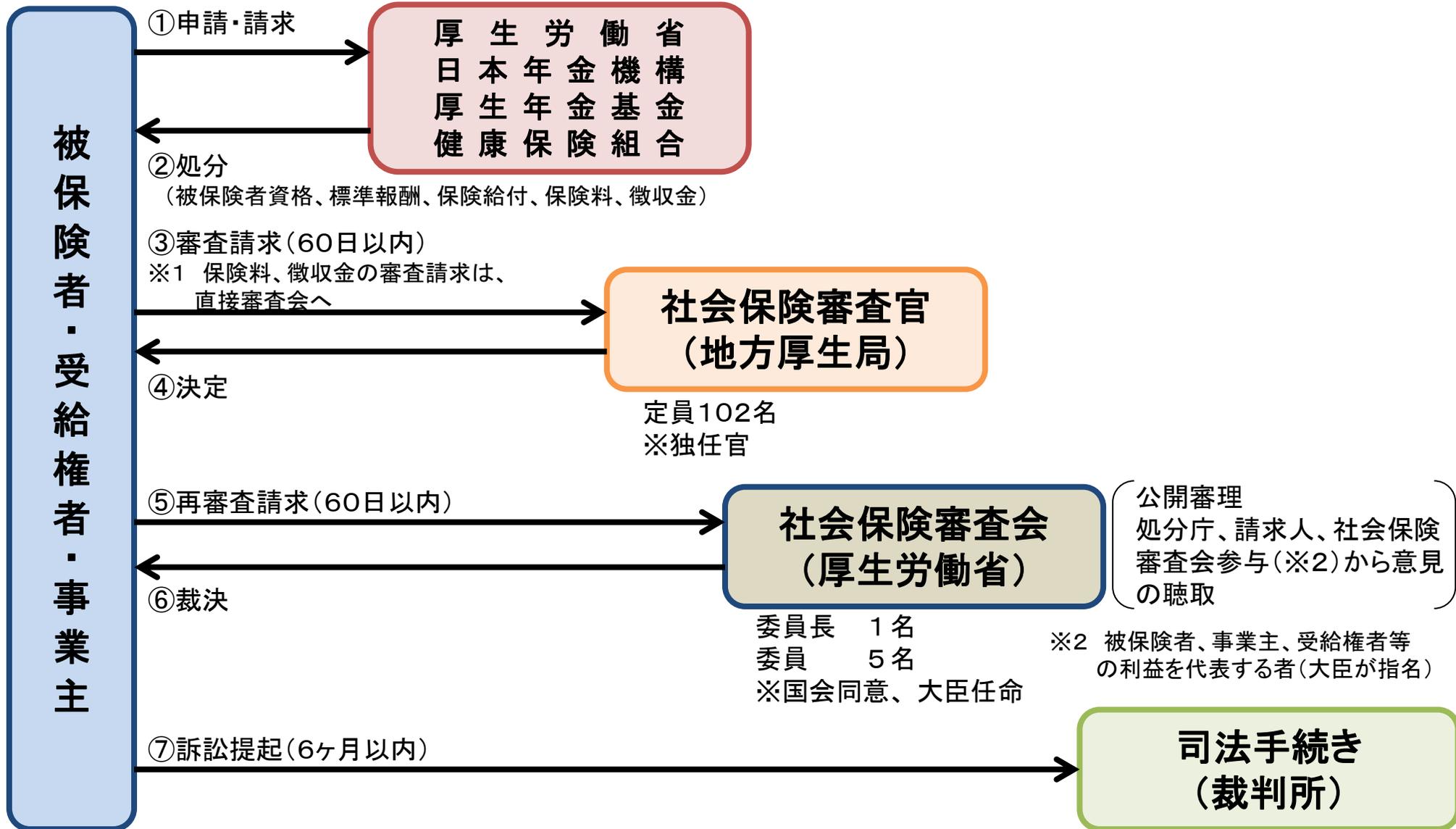
特徴：少数事案、第三者性、法令に照らして処分の適否を審査

【行政不服審査制度】

特徴：少数事案、異議申立ては行政処分庁による確認



社会保険審査制度の概要



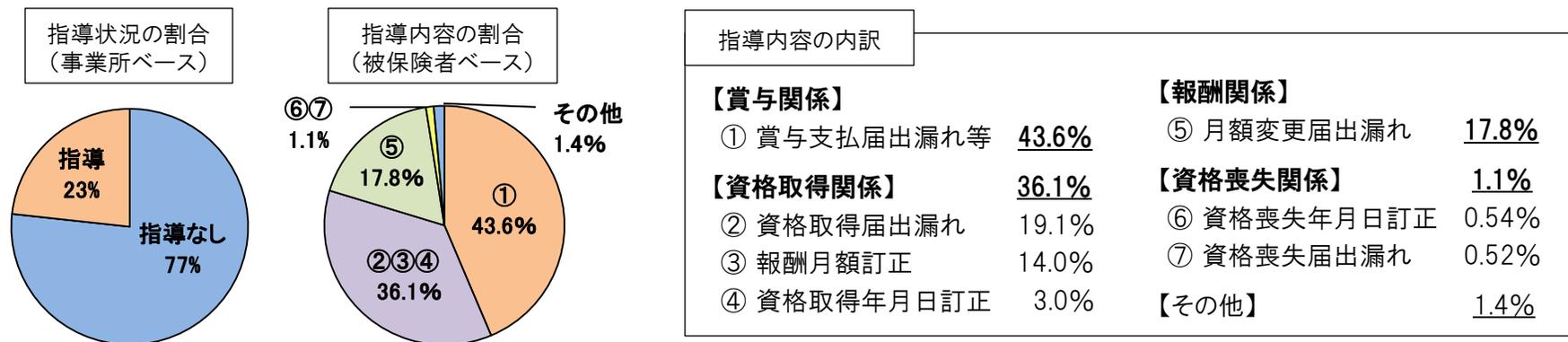
適用事業所からの届出漏れ・届出誤りの実態等について

1. 届出漏れ・届出誤りの実態の把握

適用事業所から提出された届書の不備等については、適用事業所調査により把握している。調査結果は紙ベースで管理されており、その指摘件数を年金事務所から報告する仕組みはあるが、その指摘内容を継続的かつ体系的に集約する仕組みは構築されていない。

なお、平成23年12月に届出漏れ・届出誤りの防止の観点から、全適用事業所宛てに事業所調査において見受けられた事例の注意喚起のお知らせを実施。その際にサンプル抽出した事業所調査における指導状況は以下のとおり。

【平成22年度事業所調査結果について、31年金事務所の調査事業所6,033件を集計】



2. 届出漏れ・届出誤りに対する主な取組み（別紙1～3は参考資料1を参照）

(1) 周知・広報による周知等

- 平成23年12月に実施した届出漏れ・届出誤りの注意喚起のお知らせについては、事業所調査において見受けられた代表事例をイベント別に分類したチラシ（別紙1）を事業主宛てに送付する保険料納入告知書（以下「納入告知書」という。）に同封して周知した。併せて同チラシを日本年金機構ホームページに掲載した。
- 毎月送付する納入告知書に同封する「日本年金機構からのお知らせ」の表面（全国版）には、各種届書の提出時期を考慮した注意喚起等を掲載（別紙2）、また、裏面（地方版）には、必要に応じて各年金事務所等において見受けられた届出漏れ・届出誤り等を踏まえた注意喚起等を掲載（別紙3）している。また、同お知らせは、バックナンバーとして日本年金機構ホームページに掲載している。

(2) 事業所向け説明会による周知等

- 平成25年度においては、現場からの要望を踏まえ算定基礎届の注意点や記載方法をまとめた「算定基礎届の記入・提出ガイドブック」（別冊）を作成し、これから開催予定の算定基礎届事務説明会において活用することとしている。

(3) その他

- 事業所調査による指導、電子（媒体）申請等の推進、一括適用制度・本社管理制度の促進を行っている。

適用事業所に対する事業所調査について

総合調査は、事業所規模・業態及びコンプライアンス等を総合的に勘案して対象事業所を選定し重点調査として実施、定時決定時調査は、総合調査の以外の事業所を対象に算定基礎届等が適正に行われているかポイントを絞って調査を実施している。

1. 総合調査

主に以下に関する事項の適否等について、個別訪問や年金事務所に来訪を求め、労働者名簿、出勤簿、就業規則、賃金台帳、源泉所得税領収証書、会計帳簿、扶養控除申告書等を照合して総合的に事実確認を行う。

① 被保険者の資格取得

⇒ 届出漏れはないか(短時間就労者、外国人労働者、派遣労働者等に留意)。 資格取得年月日は適正か。偽装的雇用はないか。等

② 被保険者の標準報酬

⇒ 報酬は適正か。報酬に算定漏れはないか。 極端な報酬月額の変動がないか。賞与の届出は適正か。 等

③ 事業所の状況 ⇒ 報酬の支払状況(支払日、昇給月等)の確認等

④ 被保険者の資格喪失 ⇒ 届出漏れはないか。資格喪失年月日は適正か。被保険者証の回収不能の処置は適切か。 等

⑤ 被扶養者の認定 ⑥ 保険給付(傷病手当金等)の請求、療養の給付 ⑦ 保険料

2. 定時決定時調査

以下に関する事項の適否等について、算定基礎届の提出(毎年7月)の際に調査会場に来訪を求め、出勤簿、就業規則、賃金台帳、源泉所得税領収証書等を提示させ、算定基礎届総括表及び算定基礎届等の記載内容と照合して事実確認を行う。

① 被保険者の資格取得

⇒ 届出漏れはないか(短時間就労者、外国人労働者、派遣労働者等に留意)。 等

② 被保険者の標準報酬

⇒ 報酬は適正か。報酬に算定漏れはないか。 極端な報酬月額の変動がないか。 賞与の届出は適正か。 等

③ 事業所の状況 ⇒ 報酬の支払状況(支払日、昇給月等)の確認等

3. その他

- ・ 事故調査 : 被保険者や第三者及び関係機関等からの情報提供により事故が予測される事業所に対する調査 等
- ・ 特別調査 : 会計検査院の指摘に基づく調査、遡及訂正処理に係る事実確認のための調査 等